

YOUテレビ株式会社 スマートライフガーデンズ

光回線放送サービス加入契約約款

YOUテレビ株式会社（以下、「当社」といいます。）と、当社が設置する有線テレビジョン放送施設により放送サービスを受けるもの（以下、「加入者」といいます。）との間に締結される放送サービス加入契約（以下、「加入契約」といいます。）は、次の条項によるものとします。

第1条（放送サービスの内容）

当社は、サービス提供区域（以下、「業務区域」といいます。）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持・管理にあたり、加入者に次のサービスを提供します。

- (1) 当社が受信・再放送可能な、放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送とFMラジオ放送の同時再放送サービス
- (2) 当社が番組提供会社から購入した番組及び当社が制作した番組等の自主放送サービス
- (3) 衛星放送再放送(PCM音楽放送を除く一般の地上における受信放送と同じ内容とします。)
- (4) 上記事業の附帯するサービス業務

第2条（契約の単位）

1. 加入契約は、加入者引込線1回線に1世帯（同一の住居及び生計をとにする者の集まりをいいます。）ごととします。
2. 加入者引込線1回線で複数世帯が加入する場合、複数世帯の合意により複数世帯を一括して、ひとつの契約（以下、「団体加入契約」といいます。）とすることもできます。団体加入契約は、加入契約の権利を分割することはできません。なお、団体加入契約が締結された場合は、団体加入契約が優先するため、団体加入契約が解除されたときには各世帯の加入契約も解除されます。

第3条（契約の成立）

1. 加入契約は、加入者があらかじめ当社の放送サービス加入契約約款（以下、「約款」といいます。）を承認し、加入申込書に所要事項を記入して提出し、当社がこれを承諾したうえで当該サービスの提供を開始したときに成立します。
2. 当社が加入者引込線を設置し、保守することが技術上困難なときには、加入契約の申込を受理しないことがあります。

第4条（契約申込みの方法）

加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書で加入契約事務を行い当社に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるサービス、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所

(3) その他サービスの内容を特定するために必要な事項

第5条（契約申込の撤回等）

1. 加入者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回、又は当該加入契約を解除することができます。
2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、その文書を発したときに効力を生じます。

第6条（定期契約期間）

1. 放送サービスには、次に定める定期契約期間があります。また、サービス毎の定期契約期間は料金表に定めるものとします。
2. 定期契約期間の起算は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算するものとします。
3. 契約者は、契約満了月及び満了月の翌月、翌々月以外に解約、加入契約の解除をする場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料をお支払いいただきます。
4. 当社は、定期契約期間が満了した場合には本約款を更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1と起算し更新を行うものとします。
5. 契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第7条（加入契約により取得する個人情報の利用目的）

当社が加入契約により取得する個人情報の利用目的は次のとおりとします。

- (1) 有線テレビジョン放送事業のサービスを行うための配送、設置、施工、保守、撤去、課金、請求、回収、催促、集金の業務
- (2) 有線テレビジョン放送事業のサービスに付帯するサービス業務(NHK 団体一括等)
- (3) 有線テレビジョン放送事業サービス内容に対する問合せ、変更、解約、苦情等の対応業務
- (4) 加入契約者(本人)による、個人情報に係る開示、訂正、停止、削除の請求に基づく対応業務
- (5) 放送サービス、インターネット接続サービスの各利用・販売促進に関する情報の提供(番組視聴状況、志向調査の業務・広告宣伝活動、販売促進活動の各業務)
- (6) 「個人情報の保護に関する法律(第23条第1項)」に基づく情報の第三者提供

第8条（料金及び工事等に関する費用）

1. 加入者は、手続きに関する料金、工事負担金を、料金表に定める通り支払うものとします。
2. 手続きに関する料金とは、加入者が当社に対し約款に規定する手続きの請求をし、当社からその承諾を受けたときに支払いを要する料金をいいます。
3. 工事負担金とは引込み及び宅内工事費をいいます。引込工事の範囲は、当社の光分配器から、加入者宅に設置される放送用光回線終端装置まで、宅内工事の範囲は、放送用光回線終端装置以降の有線テレビジョン放送を受信するための機器・器具・線路・その他の設備までとします。また、引込みに必要な自営柱の建設、地下埋設鉄筋コンクリートの穴あけ等の費用も含まれます。

4. 前項の工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
5. 当社は、第3項の工事について加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物を無償で使用できるものとします。この場合、地主・家主・その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、後日苦情が発生した場合は、加入者が処理するものとし、当社は責任を負いません。
6. 第3項の規定による工事に着手後、完了前に契約の解除、又はその工事の取消し、若しくは変更があった場合には、加入者が施工済の工事部分、及び原状に復旧するための工事について別に算出した費用を支払うものとします。
7. 加入者は加入契約を解約する場合、当社は加入者から受領した工事負担金は返金しません。

第9 条（利用料について）

1. 加入者は、料金表に基づく月額基本サービス料及び有料サービス料（以下、「利用料」といいます。）を当社に月単位で支払うものとします。
2. 落雷等、やむを得ない事由により、当社が第1 条に定めるサービスの提供ができなかった場合は原則として、利用料の減額はいたしません。ただし、月のうち継続して10 日以上にわたり、すべてのサービスができなかった場合は、当該月分の利用料を無料とします。
3. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合当社は通知を行うものとします。
 - (1) 加入契約先には、1 ヶ月前迄に通知します。
 - (2) 団体加入契約先には、60 日前迄に通知します。
4. 当社の設置した利用料の中には、日本放送協会（以下、「NHK」といいます。）の受信料及び、株式会社WOWOW(以下「WOWOW」といいます。)の加入及び視聴料は含みません。5. 当社は、加入契約料、利用料を季節的に、及び限定的契約で値引きをすることがあります。
5. 加入者が加入契約を月の途中で解約する場合、当社は当月分利用料の一部返還は行いません。

第10 条（利用料の支払い方法）

1. 加入者は、原則として第8 条で定める料金及び工事に関する費用を、工事が完了した翌月に、当社が指定する方法により支払うものとし、当社は請求書を発行しません。
2. 加入者は、第9 条で定める利用料について、当月分を翌月に当社が指定する方法により支払い、当社は請求書を発行しません。
3. 加入者は、第8 条及び第9 条で定めた料金の支払いを支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%(年365 日の日割り計算)の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に支払うものとします。

第11 条（デジタルセットトップボックスの貸与及び販売機器）

1. 当社は加入者の申し込みにより、加入者に対し、デジタルセットトップボックス(以下、「STB」といいます。)
2. を貸与します。契約の期間満了解約・解除のときは、加入者はSTB 及び、リモコン等の付属品を当社に返還し、料金表の費用を支払うものとします。
3. 加入者がサービスの内容を変更し、STB を不要として返還する場合は返還の費用として、料金表の費用を支払うものとします。

4. 取扱い説明書及び利用の案内に従って、STB を使用し、故意又は過失による破損・紛失等の場合には、その損害相当分を当社に支払うものとします。なお、STB 用リモコン等の破損、故障又は紛失した場合には有償にて販売いたします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 加入者が当社より購入したSTB の所有権は料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、そのSTB が設置された日から12 ヶ月間STBの動作を保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には当社が無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者がSTB を本来の用法に従って使用していなかったときはこの限りではありません。

第12 条(ハードディスク内蔵、DVD内蔵及びブルーレイ内蔵STB の貸与及び販売機器)

1. 当社は加入者に対し、ハードディスク内蔵STB(以下、「HitPot<ヒットポット>」といいます。)、DVD内蔵STB(以下、DVD-HitPot<DVDヒットポット>といいます。)及びブルーレイ内蔵STB(以下、BD-HitPot<BDヒットポット>といいます。)を貸与します。
2. 加入者が貸与を受けるHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotについては、第11 条に定める規定に準じます。
3. 加入者が当社より購入したHitPot及びDVD-HitPot の所有権は料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、そのHitPot及びDVD-HitPotが設置された日から12 ヶ月間HitPot及びDVD-HitPotの動作を保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者がHitPot及びDVD-HitPotを本来の用法に従って使用していなかったときは、このかぎりではありません。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行うHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
6. HitPotの通信機能を利用する加入者は、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は利用者の責任において行うものとします。

第13 条(施設の所有関係)

1. 当社の役務を提供するための施設のうち、当社の所有は放送センターから放送用光回線終端装置の出力端子まで(ただし、貸与するSTB、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを除きます。)とします。
2. 加入者は、移設・増設工事等施設を改変する場合、当社に所定の文書で申し出るものとし、その費用は加入者の負担とします。また、これに伴う工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
3. 当社は放送センターから放送用光回線終端装置の出力端子までの施設について、維持管理責任を負います。
4. 加入者は、当社が施設管理の上で必要となる点検等により、サービスの一時停止をすることがあることを、あらかじめ承認します。

第14 条(保証)

1. 当社の貸与機器に不具合が発生した場合、当社は貸与機器の修理・交換をするものとし、かかる措置を講じた場合、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社から購入したHitPot、DVD-HitPot及びSTB に不具合が生じた場合に当社は第12条3項又は第11条5項の定めに従って当社は保証を履行するものとし、これらに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第15条(責任及び免責事項)

1. 当社の施設が事故等、当社の責任外の事由により業務停止した場合、加入者は、当社の責任を問わないものとします。
2. 当社は、「貸与機器及び販売機器」の不具合により、録画・編集したデータの滅失の場合及び正常に録画ができなかった場合、当社は、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 加入者は、当社がHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを修理又は交換する場合、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動又は複製するものとし、当該HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第16条(便宜の提供)

加入者は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が、設備の検査、修理を行うため、加入者の敷地内等への出入りについて、協力を求めた場合にはこれに協力します。

第17条(放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更、中断及び中止することができます。なお、それに伴う損害賠償等の請求には応じません。

第18条(故障)

1. 当社又は当社の故障修理業務を委託する指定工事会社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨、申し出があった場合には、すみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
2. 加入者は、当社が提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者の設備による場合は、その設備の保守、改修等に要する費用(出張サービス料も含まれます。)を負担します。
3. 加入者は、故意又は過失により、当社の提供する有線テレビジョン放送施設(貸与するSTB、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを含みます。)に故障又は紛失が生じた場合はその施設の修復に要する費用を負担します。

第19条(一時停止)

加入者は、当社が提供する光回線放送サービスの一時停止を申し出ることはできません。

第20条(設置場所の変更等)

1. 加入者は、当該業務区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができます。
2. 加入者は、前項の規定による設置場所を変更しようとする場合、当社に所定の文書で申し出、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社はその移転作業を行うものとします。また、これにかかる費用は加入者の負担とします。
3. 建物の増改築、建替えにより、一時停止、あるいは新たな引込工事が必要となったときは、加入者がその費用を負担

します。

第21 条（加入者の地位の承継）

1. 加入者の地位の承継を希望する者は次の手続を経て、当社の承認を得るものとします。
 - (1) 相続又は法人の合併などにより加入者の地位の承継があったときは、相続人又は承継する法人はこれを証明する書類を添えてすみやかに当社へ届け出をいただきます。
 - (2) 相続人が2 人以上あるときはそのうち1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
2. 次の場合は承認しないときもあります。
 - (1) 新しく地位の承継した者が利用料及び工事負担金の支払を怠る恐れのある場合
 - (2) 旧加入者が当該変更日までに発生した利用料の支払を怠っている場合

第22 条（禁止事項）

1. 加入者が当社から貸与されたSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを他人に貸与・質入れ・譲渡することを禁止します。この場合、当社からSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの返還請求後、加入者はただちに返還する義務を負い、10 日以内に返還のないときは、当社はSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの料金表に定める損害金を加入者に請求できるものとします。
2. 加入者が当社のサービスをテープ、配線等で違法に第三者に提供することは有償・無償にかかわらず禁止します。
3. 加入者が、加入申込書に記載した台数を超える受信機をSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBDHitPotに接続すること、また、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを改変することを禁止します。

第23 条（加入契約の解約）

1. 加入者は加入契約を解約しようとする場合、解除を希望する日の10日以上前にそのことを当社所定の方法により通知していただきます。
2. 当社は、加入者が第8 条及び第9 条で定めた料金を1ヶ月以上遅滞した場合及び、その他約款に違反する行為があった場合には加入者に催告のうえ、サービス提供の停止及び加入契約の解除をします。

第24 条（原状回復）

1. 加入契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、当社は、光分配器から放送用光回線終端装置までの施設を撤去し、サービスの提供を停止します。
2. 放送用光回線終端装置からテレビまでの施設の撤去を希望される場合は、料金表に定める規定に従って加入者が費用を負担し撤去を行います。また、加入者が所有若しくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合には、加入者の負担とします。

第25 条（天災・事変に関する事項）

1. 当社施設には保安措置が設けられていますが、落雷等により加入者の受像機及び受信機が破損した場合、当社は責任を負担しません。
2. 天災・事変により、当社の業務に支障をきたした場合、当社は責任を負担しません。

方に対し一切の請求をすることができないものとする。

4. 第1項又は第2項各号に定める行為により損害を被った当社は、加入者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第30条（約款の改定）

当社は放送法の規定に基づき約款を改定することがあります。この場合当社は、その内容並びに効力発生日を加入者に通知します。

第31条（定めなき事項）

加入契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社と加入者はお互い誠意をもって、協議し解決にあたります。

第32条（裁判管轄）

万一、当社と加入者との間で加入契約について紛争を生じたときは、東京地方裁判所又は、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1. 当社は特に必要がある場合、約款に特約を付することができるものとします。
2. この改訂約款は2024年7月1日より施行します。

（宣伝活動に関する特約）

1. 加入者は、当社より送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとします。
2. 加入者は、当社が提供する番組の放送事業者より宣伝、販売促進活動がなされることを了承するものとします。

（新規加入受付廃止コースご利用のお客様への端末保証処置について）

現在、新規加入受付を廃止にしているアナログコースに利用しているホームターミナルが故障等により交換する場合には、STB に交換する場合があります、加入者はそれを了承するものとします。

（クレジットカード支払いに関する特約）

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。
また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード

会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に加入契約を解除できるものとします。